

平成 30 年 6 月 12 日

## 吸収分割に係る事後開示書面

川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号  
富士通株式会社  
代表取締役社長 田中 達也

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 1 番 11 号  
RUN. EDGE 株式会社  
代表取締役社長 小口 淳

富士通株式会社（以下「分割会社」という。）は、平成 30 年 4 月 27 日付で RUN. EDGE 株式会社（平成 30 年 6 月 12 日付で「RUN. EDGE 分割準備株式会社」から商号変更。以下「承継会社」という。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、平成 30 年 6 月 12 日を効力発生日として、分割会社がスポーツ向け映像検索・分析事業に関して有する権利義務を承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行いました。

本件分割を行うに際して、会社法第 791 条第 1 項および会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

### 1. 本件分割が効力を生じた日

平成 30 年 6 月 12 日

### 2. 分割会社における法定手続の経過

#### (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

分割会社に対して、会社法第 784 条の 2 の規定に従い本件分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

#### (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

#### (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行していないことから、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

#### (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条の規定に従い、平成 30 年 5 月 9 日付官報及び電子公告をもって、債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いました。

が、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

### 3. 承継会社における法定手続の経過

#### (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

承継会社に対して、会社法第 796 条の 2 の規定に従い本件分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

#### (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 797 条の規定に従い、本件分割をする旨並びに承継会社の商号及び住所をその株主に通知しましたが、株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

#### (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条の規定に従い、平成 30 年 5 月 9 日付官報をもって、債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社は、知っている債権者がいないため、債権者への各別の催告は実施していません。

### 4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である平成 30 年 6 月 12 日をもって、分割会社から吸収分割契約に定める対象事業に属する資産、債務、契約上の地位及びその他権利義務を、吸収分割契約に従い承継いたしました。

なお、本件分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 664 百万円であり、承継した負債の額は 0 円であります。

### 5. 本件分割による変更の登記をした日

平成 30 年 6 月 22 日（予定）

### 6. その他本件分割に関する重要な事項

#### (1) 吸収分割に際して交付する株式及びその割当てに関する事項

承継会社は、本件分割に際し、普通株式 6,700 株を発行し、その全てを分割会社に対し割当てました。

#### (2) 承継会社の資本金及び準備金に関する事項

本件分割の結果、承継会社の増加する資本金及び準備金の額は次のとおりです。

資本金 0 円

準備金 0 円

以上